

## 貧困家庭対策における教育委員会の役割及び取り組みについて

教育委員会

## 1 役割

市教育委員会では、平成27年12月に策定された「渋川市教育振興大綱」に基づき各種施策、事業を実施する中で、貧困家庭児童・生徒の支援を図っているところです。

この支援の具体的な取り組みとして、児童生徒の学習意欲を育み、学力保障や健全な生活習慣の確立を図るための「教育の支援」と、教育を受ける権利の保障を図りつつ、保護者の経済的な負担や不安を軽減するための「経済的支援」があげられます。

市教育委員会としてはこの二つの項目に取り組むことで、市全体として推進する「子どもの貧困対策」の一端を担っているところです。

## 2 二つの項目ごとの取り組み

## (1) 教育の支援

教育の支援については主に次の事業が該当します。

## ①教職員の資質・能力の向上

職能に応じた研修を実施することにより、きめ細かな指導・支援の充実を推進することで、指導の充実に取り組みます。

## 【主な事業】

- ・学校教育充実事業

## ②学力の保障や生活習慣の確立

マイタウンティーチャーやあじさいプランティーチャーを配置することにより、子どもたちが意欲的に学校生活を送ることができる学習環境の整備に努めます。

## 【主な事業】

- ・小中学校教育活動支援事業、きめ細かな指導充実事業

## ③教育研究所の専門相談員の活用

渋川市教育研究所に配置されている専門相談員を活用することにより、児童生徒に対して心理的な面からの支援を行い、充実した学校生活を送ることができるための支援を行います。

## 【主な事業】

- ・教育研究所運営事業

## ④放課後子ども教室の開設

地域の多様な経験や技能を持つ方の協力により、小学校の空き教室等を利用し、放課後における子どもたちの居場所づくりに努めます。

## 【主な事業】

- ・放課後子ども教室推進事業

## ⑤青少年の健全育成の推進

貧困や生活困窮などにより、犯罪などに巻き込まれることのないよう、防犯パトロールや青少年キャンペーンなどの青少年健全育成活動を進めます。

### 【主な事業】

- ・青少年育成推進事業

## (2) 経済的支援

経済的支援については主に次の事業が該当します。

### ①要保護及び準要保護児童生徒への援助

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して援助を行うことにより、子どもたちが等しく教育を受ける権利の保障を図ります。

### 【主な事業】

- ・要保護及び準要保護児童・生徒援助事業

### ②特別支援就学奨励事業

特別支援学級への就学にあたって必要となる経済的な負担を軽減するとともに、特別に支援が必要な子どもたちの就学機会の確保に努めます。

### 【主な事業】

- ・特別支援学級在籍児童生徒への援助

### ③学校給食費の一部公費負担

保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の一部を市が負担し、更に第3子以降の学校給食費を無料化します。

### 【主な事業】

- ・学校給食用物資購入事業

### ④奨学金の貸与

修学の意欲と能力がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学金を無利子で貸与することで、教育機会の均等を図ります。

### 【主な事業】

- ・奨学金貸与事業

## 3 今後の取り組みについて

全ての児童生徒がお互いを尊重し合い、学びつつ、将来に向かって夢と希望が持てる充実した毎日をおくることができるよう、各関係団体との連携し、教育環境の充実に取り組んでまいります。